

一般社団法人西日本泌尿器科学会定款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、一般社団法人西日本泌尿器科学会と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第3条（組織）

- 1 この法人は、主として西日本地区の泌尿器科医をもって組織する。
- 2 前項にいう西日本地区とは、岡山県、鳥取県及び四国以西を指すものとする。

第4条（目的）

この法人は、泌尿器科学に関する研究の進歩並びに知識の教育及び普及を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 泌尿器科学に関する研究及び調査
- (2) 学術集会の開催
- (3) 会誌の刊行その他の情報発信
- (4) 国内における関係諸機関及び諸学会との連絡
- (5) その他前各号に附帯又は関連する事業

第5条（公告の方法）

- 1 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 会 員

第6条（入会）

- 1 この法人の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体を会員とする。
- 2 会員の種別は、以下のとおりとする。
 - (1) 正会員
西日本地区の泌尿器科学について学識又は研究経験のある個人
 - (2) 特別会員
西日本地区以外の泌尿器科学について学識又は研究経験のある個人
 - (3) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は団体
 - (4) 名誉会員
この法人の理事を5年以上務めた者その他に多大な貢献をした者

第7条（経費等の負担）

- 1 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 前項にもかかわらず、名誉会員は、会費を支払う義務を免除されるものとする。

第8条（会員の権利）

- 1 会員は、以下に定める権利を有する。
 - (1) この法人の機関誌の配布を受けること。
 - (2) 学術集会及び機関誌において、学術発表すること。
- 2 正会員は、第14条第2項の評議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。
- 3 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人

に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（書面又は電磁的方法による議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第9条（入会及び退会）

- 1 会員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、当該年度の会費をそえてこの法人の事務局に提出する。
- 2 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

第10条（除名）

この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、この法人は、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

第11条（会員の資格喪失）

- 1 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 連續して3年間会費を納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全理事が同意したとき。

2 正会員は、西日本地区以外の地区に転出することにより、その地位を失い、特別会員となる。

第12条（休会）

会員で休会しようとする者は、理事会において定める休会届を提出することにより、休会することができる。ただし、年度途中における申請の場合には、当該年度の年会費の返却は行わない。

第13条（復会）

会員で理事会において定める復会届を提出することにより、復会することができる。

第3章 評議員

第14条（評議員）

1 この法人の会員の中から本条に基づき選出された評議員をもって法人法に規定する社員とする。

2 評議員は、正会員の中から、正会員による評議員選挙により選出される。その他評議員の選出に必要な細則は、社員総会において定める。

3 前項の評議員選挙は、2年に1度実施することとし、評議員の任期は、選任の2年後に実施される評議員選挙終了の時までとする。ただし、評議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提

起の請求をしている場合を含む。) には、当該評議員は、当該訴訟が終結するまでの間、社員たる地位を失わないが、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。

- 4 評議員は、第2項及び第3項の手続によって再任されることを妨げない。
- 5 前項にもかかわらず、評議員が定時社員総会を3回連続して欠席した場合には、再任は認めないものとする。この場合、委任状による出席の場合でも本項では欠席と扱うものとする。
- 6 評議員は、任期の途中で正会員の地位を失った場合においても、評議員たる地位を失わないものとする。

第4章 社員総会

第15条 (構成)

社員総会は、第14条に規定するところによって選出された社員(評議員)をもって構成する。

第16条 (権限)

- 1 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会が重要会務として委嘱した事項
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第18条第3項の書面又は同条第4項の電磁的記録（招集通知）に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

第17条（種類及び開催）

- 1 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
- 2 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度の終了日から3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

第18条（招集）

- 1 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前項の書面による通知の発出に代えて、当該社員の事前の承諾を得た電

磁的方法により通知を発出することができる。

第19条（議長）

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第20条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第21条（決議）

- 1 社員総会の決議は、総社員の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

第22条（書面議決等）

- 1 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における第21条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第23条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 学術集会

第24条（学術集会）

- 1 この法人は、主として会員が学術の成果を発表する場として、原則として年1回秋季（11月第1週目の木曜日から日曜日までの間）に、学術集会を開催する。
- 2 前項の学術集会は、西日本泌尿器科学会総会（以下「学会総会」という。）と称する。
- 3 学会総会の開催地は、その都度、理事会及び社員総会で検討するが、関門海峡を隔てて（中国又は四国と九州又は沖縄）交互に行うことを原則とする。

第25条（学会総会会長）

- 1 学会総会会長は、理事の推薦にもとづき、理事会の承認を得たうえ、社員総会においてこれを定める。
- 2 学会総会会長の任期は、前年度の総会終了日の翌日から当該年度の総会終了日までとする。
- 3 学術集会は、学会総会会長が開催し、これにかかる事務を総括し、これを報告する。

第6章 役員

第26条（役員）

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

第27条（役員の選任）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事は、正会員であることを要し、任期途中で正会員の地位を失った場合は、理事の地位も失うものとする。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第28条（役員候補者の選出）

- 1 前条第1項の理事及び監事の候補者（以下「役員候補者」という。）は、別途社員総会決議に基づき定める細則の規定に従って選出される。
- 2 前項で選出された役員候補者は、前条第1項における社員総会の承認を得て役員となる。

第29条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、他の理事が、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長その他の理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第30条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第31条（役員の任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第26条第1項で定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第32条（役員の解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第33条（役員の報酬等）

- 1 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の費用弁償規則による。

第34条（取引の制限）

- 1 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

第35条（構成）

- 1 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第36条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

第37条（種類及び開催）

- 1 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたときに隨時行う。

第38条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の書面による通知の発出に代えて、当該理事又は監事の事前の承諾を得た電磁的方法による通知の発出をすることができる。
- 5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

第39条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第40条（決議）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第41条（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第42条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通

知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第29条第4項の規定による報告については、この限りでない。

第43条（理事会議事録）

- 1 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 委員会

第44条（委員会）

- 1 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員の選任、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める委員会規則による。

第9章 事務局

第45条（事務局の設置等）

- 1 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。また、必要に応じて事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 資産及び会計

第46条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金その他の収入及び利子をもってこれにあてる。

第47条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

第48条（事業計画及び収支予算）

- 1 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第49条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならぬ。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 財産目録
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第50条（剰余金の不分配）

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 機関紙

第51条（名称）

この法人は、「西日本泌尿器科」を機関紙（以下「西日泌尿」という）とする。

第52条（発行時期）

西日泌尿は、原則として、偶数月隔月で発行する。

第53条（編集）

- 1 西日泌尿の編集は、編集委員会がこれに当たる。
- 2 編集委員会の構成及び運営は、理事会の決議によって定める規則による。

第54条（投稿）

西日泌尿の投稿に関する定めは、別に規定としてこれを設ける。

第12章 定款の変更、解散及び清算

第55条（定款の変更）

この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

第56条（解散）

この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

第57条（残余財産の帰属）

この法人が解散等により清算する時に有する残余財産は、社員総会の決議

により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第13章 雜 則

第58条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

附則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

江 藤 正 俊

羽 賀 宣 博

2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名は、次のとおりである。設立時理事及び設立時監事の任期は令和5年中に行われる定時社員総会の終結までとし、第31条の規定は適用しないものとする。

設立時代表理事	江 藤 正 俊
設立時理事	井 上 啓 史
設立時理事	井 川 掌
設立時理事	江 藤 正 俊
設立時理事	榎 田 英 樹
設立時理事	賀 本 敏 行
設立時理事	金 山 博 臣
設立時理事	神 波 大 己
設立時理事	齋 藤 誠 一
設立時理事	雜 賀 隆 史
設立時理事	酒 井 英 樹
設立時理事	杉 元 幹 史

設立時理事	武 中 篤
設立時理事	那 須 保 友
設立時理事	永 井 敦
設立時理事	野 口 満
設立時理事	羽 賀 宣 博
設立時理事	藤 本 直 浩
設立時理事	松 山 豪 泰
設立時理事	和 田 耕一郎
設立時監事	筧 善 行
設立時監事	田 中 正 利

- 3 この法人の最初の評議員は、法人化前の任意団体西日本泌尿器科学会における評議員とし、この法人の設立と同時に選任され、その任期は令和5年中に行われる評議員選挙までとし、第14条第2項の規定は適用しないものとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第48条の規定にかかわらず、設立時社員の過半数の決定により定めるところによる。
- 5 第14条第5項の規定の連續欠席回数及び第6条第2項第4号の規定における年数は、任意団体時代から通算するものとする。この場合、任意団体時代について、第14第5項の「定時社員総会」を「定時評議員会」と読み替える。
- 6 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和4年8月31日までとする。
- 7 この法人の規則のうち、第7条第2項（会費）、第14条第2項（評議員選出細則）及び第28条第1項（役員候補者選出細則）の各規定の定めにもかかわらず、任意団体における最終の臨時評議員会の決議内容に従って、設立時社員の過半数の決定によりこれを定め、この法人成立の日から効力を生ずるものとする。

以上、一般社団法人西日本泌尿器科学会を設立するため、この定款を作成し、
設立時社員が以下に記名押印する。

令和3年8月2日

設立時社員 江 藤 正 俊

設立時社員 羽 賀 宣 博

附則

- 1 2023（令和5）年に実施される定時社員総会までは、理事において、所属大学の主任教授の地位を失った場合には、理事を退任するものとする。
- 2 2023（令和5）年に実施される定時社員総会終了後は、本附則は削除されるものとする。

変更履歴 令和4年11月3日